

地方公共サービス部会
第1回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 1 回地方公共サービス部会 議事次第

日時：平成 18 年 11 月 21 日（火）9：30～10：12

場所：永田町合同庁舎 1 階共用第 1 会議室

1．開 会

2．地方公共団体が実施する業務に関して寄せられた提案に関する検討状況について

3．その他

4．閉 会

< 出席者 >

（委員）本田部会長、増田部会長代理、斎藤委員長代理、田島委員、吉野委員

（事務局）河内閣審議官、熊埜御堂参事官、堀内企画官

熊埜御堂参事官 それでは、第1回「地方公共サービス部会」を始めさせていただきます。

地方公共サービス部会は、10月16日の官民競争入札等監理委員会で正式に発足することが決定され、官民競争入札等監理委員会の権限に属する事項のうち、地方公共団体が実施する業務の民間開放について審議していただくこととなっております。

具体的には、9月20日の監理委員会で提示した資料がございまして、そこで設置の趣旨について決められております。その説明をここで改めてさせていただきます。

設置の趣旨としては3つございます。

1つ目、地方公共団体から寄せられた意見、要望等に関して、責任を持って検討していく姿勢を対外的に明らかにすることです。

2つ目が、法律上規定されている手続に基づく提案を受けて検討するだけでなく、地方公共団体の意見、要望を積極的かつ能動的にくみ上げる場として機能させるということです。

3つ目が、中長期的観点から、検討を深めていくべき課題についての論点の整理を専門的な見地から進めていく場として機能させることです。

この3点を機能させるために、地方公共サービス部会を設置するというので、今、申し上げましたような機能、役割を果たしながら、専門的、実務的な観点から地方公共団体に関連する業務の検討を進めて、監理委員会の審議に資するために部会を設置するというものでございます。

それでは、本日お集まりいただいた委員の方々の御紹介をさせていただきます。

本田委員。

田島委員。

増田委員。

吉野委員。

委員のメンバーの方々は以上4名で、本日は、オブザーバーとして、斉藤委員長代理にも御出席をいただいております。

なお、森委員、稲澤専門委員は、所用のため本日は欠席です。

なお、稲澤専門委員につきましては、10月12日付けで専門委員の任命手続を完了していることを御報告申し上げます。委員の皆様、よろしく願いいたします。

それでは、河内閣審議官の方から、一言ごあいさつを申し上げます。

河内閣審議官 今、熊埜御堂が申し上げましたように、地方公共サービス部会を御設置いただきまして、地方公共団体に関わる公共サービス論、あるいは公共サービス改革論をしていただきたいということをお願いさせていただいたわけでありまして。

増田知事、あるいは今日、御欠席ですけれども、森市長は地方自治体の中での中核的なお役割を担っていらっしゃる方々でありますけれども、地方公共団体の置かれている状況、特にこの数年、市町村の合併が進みまして、約四割ぐらい数が減りまして、六割ぐらいに

なっております。そのような中で、自治体におきましても、広い意味での行政改革、あるいは住民サービスの在り方というものをかなり能動的、積極的に考えていく時代が来ているということをごさいます、各自治体もそのような中での手法をいろいろ御検討されている時期かと思えます。

幸い、私どもの立場から言いますと、公共サービス論をこの公共サービス改革法の中で中心的なものとして位置づけさせていただきました。法律の審議の際にも、当然、国の分野における公共サービス改革、効率性の向上とサービスの質の向上をきちんとやるということを法律で明示して、また先生たちの御尽力いただいているところであります。その議論の中で、地方公共団体についても使いやすい道具を、あるいは合理的な手段をきちんと位置づけたいというのが、私ども法案を作成した者たちにとっても、また国会の審議におきましても、積極的に議論が進められたものでございます。

法案の立案に携わった人間といたしますと、かなり思い入れのある分野でございます。条文の中で、非常に悪戦苦闘したわけでありまして、今の自治体の位置づけというものを、かなり高く尊重した上で、その中で国もお手伝いできることをお手伝いしたいという位置づけの法案を作成させていただいたわけでありまして。法制局との関係でも、かなりいろいろな議論があったわけでありまして、先ほど申し上げましたように、地方公共団体の公共サービス改革を進める道具として、一番いい道具、手段、方法のつくり方というのを建設的に議論させていただいたというのが、率直なところであります。

一方、ほかの分野でも行われておりますけれども、地方公共団体からの御要望というの、かなり私どもの方に寄せられておまして、これらについてきちんと政府として応援できることは応援していく、あるいは対応できることは対応していくという姿勢を示すことも大事なポイントでございます。当面は、言わば後者の方の議論が今、熊埜御堂が申し上げましたとおり多いと思えますけれども、そのようなことを通じて、幅広く地方公共団体の御意見、御要望に応えられる体制、姿勢、あるいは解決方法をつくっていききたいというのを強く願っております。

今日は、どちらかといいますと、当面の課題の方が多くなるかと思えますけれども、それに尽きるものではなくて、今、申し上げましたように、さまざまな地方公共団体の改革の機運というものを、私どもも精一杯バックアップできるようなことをやりたいと思っております。先生たちの御指導、あるいは方向への御助言をいただきながら、政府としても、またこの事務局としても一生懸命やっていきたいと思えますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

お忙しい方々にお集まりいただいた前で、やや長くなりましたことをお許しいただきまして、御検討に入っただけであればありがたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

熊埜御堂参事官 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。と存じます。

地方公共サービス部会につきましては、委員会決定により、本田委員に部会長をお願いすることにしております。以後の進行につきましては、本田部会長、よろしくお願ひいた

します。

本田部会長 今、お話がありましたように、部会長に就任いたしました。何分、不慣れな点があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。審議に入ります前に、部会長代理をあらかじめ私から指名させていただきたいと思います。部会長代理には、増田委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

増田委員 よろしく願いします。

本田部会長 御了承いただきましたので、部会長代理は増田委員にお願いをいたしたいと思います。

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日は、地方公共団体が実施する業務に関しまして寄せられた情報の中で、これまで委員会におきましてヒアリングを行いました重点項目を中心に、検討状況について、まず事務局から御説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、事務局の方から、簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、去る7月11日～8月10日にかけて、公共サービス改革法に基づく形で民間事業者、地方公共団体等から寄せられた要望項目件数は、全体で193件ございました。うち地方公共団体が実施する公共サービスに関する要望は71件ございまして、これの一覧に関しましては、本日、資料2で付けさせていただいております。参考としてごらんいただければと思います。

本来であれば、この項目それぞれに関して、詳細に御説明させていただくところですが、地方公共団体関連の要望に関しましては、年内に何らかの結論を導き出すことを目標としまして、実際的なニーズが高いと考えられるものを中心に、監理委員会の公共サービス改革小委員会におきまして、各担当府省との協議を実施させていただいているところでございます。本日は、そのうちの重点項目の検討状況につきまして、その概要を説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1つ目の重点項目といたしましては、市区町村の窓口関連業務につきまして、対象範囲の拡大等に関して寄せられた要望でございます。地方公共団体から寄せられた要望に関しては、大まかに次の2点に集約できるかと思っております。

まず1つ目が、7月7日に施行されました公共サービス改革法の中に、特定公共サービスということで盛り込まれました窓口関連6業務以外に、対象業務の範囲を拡大してほしいというもの。

もう一つは、窓口関連6業務に関しまして、一連の手續として民間開放を一層促進してほしいという要望がございました。

これが重点的な2点かと考えております。

まず1点目でございます。1点目に関しましては、例えば鳴門市から寄せられている要望といたしまして、現在、鳴門市では、市域の中に連絡所というものを置いておりまして、

そういった連絡所などで行っている窓口業務に関しまして、特定公共サービス窓口関連 6 業務以外にも、国民健康保険、あるいは介護保険といった業務が存在しておりますので、こういった業務も含めて包括的に民間事業者に開放できるように、特例措置等を含めて講じてほしいというものがございました。

この要望に関しましては、現在、担当する府省と実務的な観点から、こういった手法を用いれば、こういった業務内容を民間事業者に任せられるのかといったことに関しまして、担当府省と議論を行っているところでございます。

続きまして、2 点目の窓口関連 6 業務を、一連の手続の業務として民間開放ができるようにしてほしいという点に関してですが、木更津市など複数の地方公共団体から寄せられている要望でございます。現在のところは、特定公共サービスといたしまして、請求の受付という入口部分、作成された証明書などの引渡しをするという出口の最後の部分しか、特定公共サービスとしては位置づけられておりません。こういった窓口関連 6 業務に関しまして、これをより効率的に民間事業者に出していくためには、やはり一連の手続である審査、確認の部分ですとか、あるいは証明書等の作成業務に関しましても、一連のものとしてできる限り民間開放が可能となるように措置を講じてもらえないかという御要望がございました。

この要望に関しましては、現段階において、総務省やその他の担当府省から寄せられている回答といたしまして、当該業務に関しましては、公権力の行使に準じる公の証明に係る業務であって、適切な判断に基づいて業務を実施する主体は、やはり公務員でなければならないのではないか。

また、証明書の作成等に当たりましては、個人のプライバシーに関わる原データといたしますが、データベースへのアクセス等が必要な場合があります。そういった事務の性質上、当該業務を民間事業者に実施させることに関しては、慎重な取扱いが必要なのではないかというものが寄せられております。

これに対しまして、実務的な観点から見て、問題点の所在、あるいはそれをクリアーするためにどういった方策が考えられるかということに関しまして、現在、担当府省と議論を行っているところでございます。

続きまして、2 点目の大きな重点項目といたしまして、公金等の取扱い。地方税、国民健康保険料、あるいは公営住宅の滞納家賃などが要望の具体例としては挙がってきておりますけれども、そういった公金等の収納、徴収に関する業務の民間開放を促進してもらいたいという要望でございます。

各地方公共団体に共通しての問題点かと思っておりますけれども、来年度以降、収納、徴収のノウハウを有するベテランの職員の大量退職が見込まれるということがございます。

また、滞納者の所在ですが、今までのように地域内に居住されているというわけではなく、これは去る 10 月 31 日のヒアリングの際にも地方公共団体からお話がありましたけれども、滞納者の方が、例えば転居されて北海道から沖縄まで所在が広域化する、あるいは

所在自体がわからないといったようなことが一般化して、かなり顕在化しているということがございます。こういったことなどを背景といたしまして、各種公金の収納、徴収に係る業務の一部を民間開放して、公務員は自分たちが本来当たるべき職務に専念するというか、特化して業務を行いたい。その意味からも、民間に任せられる部分は民間に任せたいという御要望があるものと考えております。

こうしたニーズに関しまして、例えばですけれども、地方税や国民健康保険料の収納、徴収に係る業務のうち、一部の補助的な業務、例えば堺市などでやっているような滞納事実に関する電話連絡、あるいは自主的な納付の勧奨などに関しましては、既に通達が出されておまして、民間への委託が認められておりますけれども、そこからもう一步踏み込んで、明らかに納付を拒否されている滞納者の方に対して請求行為を行うこと、具体的には、「そうはおっしゃらずに払ってください」と、一步踏み込んだ請求行為を行うことについて、民間委託することはまだ現時点で認められていないという現状でございます。

このため、当該業務の民間委託を円滑に進めていくためには、弁護士法等の改正などといった法的措置が必要なので、そういった措置を講じてほしいというのが要望の趣旨であり、今回、堺市やこの間お越しいただきました蕨市、草加市などからも具体的に要望として出されているところでございます。

これにつきまして、担当する府省からは、現在、民間委託が可能となっている業務に関しても、まだ実際に地方公共団体で民間委託を行っている実績が少なく、今の現行制度での民間委託を進める地方自治体が増えていって、そういった実績が重ねられた上で、その結果を見て、問題点がないかを把握して、特例措置が本当に必要かどうかというのを判断すべきであるというのが1点。

もう1点は、民間委託を進めることに関しては、本当に国民の理解が得られるのかどうか。これももう一つ不明確な部分がある。

こういった部分を検証する必要があるのではないかという見解が示されているところでございます。

現時点におきましては、各府省とのヒアリング等を行っていただいた中でもおわかりいただいているかとも思いますが、双方の主張は基本的に平行線でありまして、事務局といたしましては、こうした問題点をどのように整理していくかということで、事務的に検討を進めているところでございます。

以上、大きな2点があるかと思っておりますけれども、その他といたしまして、監理委員会としてヒアリングを行っていただいた重点項目以外の1つの例といたしまして、複数の都道府県から職業能力開発校に関する要望が出されているところでございます。

この要望に関しましては、具体的に申し上げますと、職業能力開発促進法に基づきまして、都道府県が設置する職業能力開発校について、その管理・運営を現在、直営でやらないといけないとされている部分を、民間に開放することが可能となるように措置をしてほしいというものでございます。東京都では、職業能力開発校以外の場所で、この業務につ

いて、具体的には公共職業能力開発を実施するモデル事業を来年度、検討されていると伺っておりますけれども、こういった取組みがなされるなど、地方公共団体のニーズは高いものと認識しております。

こうした要望につきまして、少し長くなりますが、厚生労働省から回答があった内容をそのまま読ませていただきます。「時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に的確に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う」といった回答がなされておるところでございます。

これにつきまして、近々にも地方公共団体への意見の照会、聴取などが行われる予定と伺っておりますので、それを踏まえた検討状況などの推移を見守りながら、必要に応じて今後、意見交換を進めていきたいということを考えております。

重要項目に関しましては、以上、2点プラス職業能力開発校に関して、簡単に御説明させていただきました。

以上です。

本田部会長 それでは、ただいまの事務局からの御説明に対しまして、何か御意見、御質問があったらお願いいたします。

どうぞ。

増田委員 私だけが今の関係について当事者の立場も兼ねているので状況をご説明します。今、御承知のとおり、地方公共団体では指定管理者制度が導入されるなど、できるだけ民間の力を活用したいという動きが非常に広く広がってきています。その指定管理者制度などで、先行したものを、今回、新たにできました官民競争入札の中に乗せるかどうかということをよく考えると、私はこういったきちとした制度に乗せてやっていく必要があるだろうと思っています。

県内の自治体が指定管理者制度によって管理を民間に委託し始めたのは、ここ1、2年のことですので、まだその成果の周知が徹底されていないという問題はありますが、これはもう時間とともに間もなく解決される話です。どこも非常によく取り入れています。

あと、申し上げたいのは、今ご説明があった窓口業務の開放されている部分が受付と引渡しだけという不十分さです。

それから、徴収業務についても、非常に多くの問題が出てきています。先ほど御説明があった国民健康保険料などの問題も勿論そうですし、公営住宅あるいは県立病院などを抱えている自治体は、病院の診療費などの徴収を見ても、非常に多くの問題が出てきています。今やれる範囲のコールセンターなどの手法でも、やはり民間を使っていきたいという話がいろいろありますから、民間開放の範囲がもう少し広がると、一挙に活用したいという自治体がいっぱい出てくるであろうと思います。今、ちょうどぎりぎりのところでは、

一番取りたいのは、やはり最後の強制徴収も辞さず取るというところですから、今は、

そこまで踏み込めませんが、あとここで一踏ん張りして、そこまで入っていけますと、一挙に広がるという思いがあります。

ですから、ここで可能な限り今、使えるものを使っていい効果が出ているのをうんと周知させるということこれからやっていくこと。

あと、公共団体にとっても、とにかく今、どうやって一人を減らそうかを考えているところですから、民間開放の範囲をもう少し広げられないかということを実際に詰めて、その壁を是非破っていきたいという思いが強い。

官民競争入札で敗れたときに、官の人たちはどうするかとか、その辺の話は共通の話です。それはもう首長の覚悟次第でやりたいと思う人はいっぱい出てきているでしょうから、そこはもう十分に突破できる。あとは、実例をいかに示していくかだろうと思います。

本田部会長 ほか、何かありますか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 新聞報道でサービサー法の改正によって、サービサーがこの徴収業務にもうちょっと積極的に携われるようになりそうだという話を聞いているんですけども、それは具体的に何か情報がありましたら教えていただけますでしょうか。

事務局 事務局の方で把握している限りの情報でございますけれども、最近、まさに先生がおっしゃっていただいたように報道もありましたが、実際の中身はサービサーが取扱える債権の範囲に、自治体、国が徴収するような債権が入ることにはなっていないようでございます。

今、サービサー法の改正が議論されておりますが、そこで行われる予定になっておりますのは、「市場化テスト法」に基づいて債権の徴収業務、現在は国民年金保険料の特例しかございませんけれども、ああいった業務を落札したサービサーがいた場合に、法務大臣の兼業の承認という別の手続が更に必要になってきますので、その部分を不要にしてもいいのではないかといった議論が出ていていると聞いております。

田島委員 そうしますと、今、自治体から出ている要望を実現する方向でプラスになるという話ではないということですね。

事務局 直接はそうだと思います。

本田部会長 プラスにするということができれば、やはり前向きの方に使っていくというか、突破口になるのではないですか。

事務局 サービサーの取扱える債権の範囲に入ることであれば、解決策の1つではあるんだろうと思うんですけども、そういう話になっているわけではないようでありまして。あくまで、もともとの法律が不良債権処理の問題を中心にしまして、金融債権を取扱うものだったのという経緯もありまして、そこまでの議論になっていないということだそうです。

本田部会長 あと何かありますか。どうぞ。

吉野委員 今、事務局でやっていただいている議論は、とにかく平行線をずっとたどっ

ていると先ほどお話があったんだけど、これだけ地方自治体から要望が出ているという事実については、交渉の中で各省の担当者はどういうことを言っているんですか。

堀内企画官 自治体のニーズについては、公共サービス改革法に基づいて意見を出している自治体は、少数であるというのが関係省庁の認識です。

本田部会長 あと何かございませんか。どうぞ。

斉藤委員長代理 増田さんに、幾つか具体的にお尋ねしたいんです。

この徴収業務でいつも引っかかるのは弁護士法 72 条ですね。したがって、72 条の特例をお願いできないかという個別交渉をしようということになっているわけです。今までずっと討議を聞いてきて、今、説明がありましたように徴収業務をここにまとめてありますけれども、既に総務省は特にあれですが、民間委託可能な分野というのは、ちょっと条件は付けておりますけれども、こういうふうにはっきりしておられるわけです。個別訪問時の保険料の受け取りも可能なんだとか、個別訪問も構いませんよということまで、一応はおっしゃっている。

それで、特に法務省を中心に一番引っかかるのは、この「拒否している滞納者」。拒否している滞納者に民間人が行って請求するということが自体、紛争性が発生がしているんだから法的事項が発生しているんで、これを民間人にただやらせることは不可であるというのが考え方だと思います。当然、ライセンスを得た弁護士以外が、特にお金を取ってやる場合は、だめです、と言っておられます。

これを現実に要求しておられる地方自治体の要望ものを読んだり聞いたりしても、正直言いますと、もう一つ本当にピンとこないんです。どこまでどういうことを本当にやりたいという形が見えない。ただ言葉で、こういうことがあったらいいなとおっしゃっているように聞こえる。それでは、当然、法務省から見ても法律を超えていると言われる可能性は十分あるように思うんです。

そうすると、やはりどういう形を本当にやりたいのかということを知りたいのが 1 つあります。

窓口業務についても、今、ちょっと話が出ました。この前、何件が話がありました。お話を聞いていると、比較的具体性がないんです。今から考えますということの木更津市もおっしゃいましたし、とにかくそういうことを言っているからということで要求を出しましたという程度であった。

鳴門市などは、話をずっと聞いていると、連絡事務所の委託をやらせろという話であって、どうも我々が考えていた地方自治体が、窓口の、しかも全部の流れの中の、特に証明、交付、決定まではっきりやらせろと言っておられるのかどうかははっきりしないんです。

真ん中で聞いていて、総務省さんに自治体が相談に行くと。私は非常にひねって見ているんですが、妙なものを請求するなと指導される恐れはないかとね。もうこうやってやるんだからこれ以上はやれないんだという当局の指導を受けてしまって、地方はそんなものかというので要請が止まるか、おっかないなというんでこれ以上やめたということも、あ

るのではないのでしょうか。どうも本当の具体的な内容がよくわからないんですが、実際はどうなんですか。

増田委員 公共団体全体がそういうふうになっているかどうかありますけれども、少なくとも私が見ていますには、例えば徴収業務で、一番これから問題になる、そして今まで自治体が一番触っていなかったのは、まさにここです。例えば保険料の納付を拒否して、何らかの事情によって強行に残っている人たちだろうと思います。

多少の事由があって、いろいろな公金の収納に応じられないという人たちもいるんですけども、これは民間委託をして何回か働きかければ、やはり払わなければまずいなということで、その人たちに払っていただく。実は、それすら今までやっていなかったのも、こういう時代にやはり怠慢ではないかということで、そこは今後、コールセンターなどを使ってやるのだらうと思います。最後に残るのは、まさに今まで手を付けようと思わなかった強行に、いろいろな事由で残っている人たちに対して、対一般県民との関係でどういうふうに行政の公平性を示していくのかどうか。

要は、最初からそういう人たちには公共団体は触らないのではないかという思いを国民、あるいは県民、市民に抱かせることが一番危惧されていまして、それを是非やりたいんです。それは結局、最後には、大変難しい1件、1件の訴訟を覚悟するという事です。しかし、私どものような司法過疎地で弁護士さんも少ない自治体ですと、既に、県でいろいろな訴訟などを弁護士さんをお願いしていますのでもう満杯になっていまして、新たな訴訟は大変難しい。

ですから、そういう断固としてさまざまな理由で拒んでいる人たちに対して、自治体がこれから触っていくぞ、何かの形で手をつけていきますよということを見せることが、私は一番大事だと思います。

これは、実は窓口とか担当している人たちから話を聞いても、余り出てこない部分ではないかと思えます。トップの人たちがどうそれをやるかということです。

私は、強制的な徴収にも手をつけたいので、実は県庁職員に何とかして弁護士資格を取らせようと思って、法科大学院に通う費用を支援しようかとまで考えているので、是非取っかかりを付けていただきたい。私がこちらに呼ばれて当事者の立場でヒアリングを受ければ、断固としてそこはやっていただきたいということを申し上げるのですが、担当者レベルではそういうものは出てこなくて、それは総務省でも同じだと思います。

そんなところではないかと思えます。

斉藤委員長代理 そうすると、事実として私も地方を回っていて、その問題を現実に行っている相談を受けたことがありまして、ほかの委員会などでは、裕福な滞納者が5年のエクスパイヤーを繰り返す。そして、むしろ町の有力者になったりという町をたくさん知っているために、これをやるべきだということも意見としては申し上げているんです。

ただ、客観的にそれを見ますと、それでは公権力を行使できる地方公務員があまりにも地方では滞納者と距離が近いから、正直言って請求できない。だから、民間というものを

使って、民間におっかないことはやらせよう。そうすると、税とかほかの滞納保険とかが取れるという要求だと思っんです。あからさまに言う、やはり地方の難しさというのは、行政と対象者の距離が近い。やはり、中央と地方になると非常に距離があるために、私は中央官庁の力というのは非常に使いやすいと本当は思っんですが、なかなかそれが今、流れとしては地方の行政力を上げようということですから、それはそれでいいと思っんです。しかし、地方行政力を上げていったときに、そういった意味では立派な知事ばかりではないんで、いろんなことがやはり現実にも起きている。ああいう事件もいっぱい起きているわけ。あそこでこういう滞納とか何かを、県民から見るとアンフェア極まりないですね。

だから、本当だったら、権力を与えられている公務員が命覚悟でやってもらいたいというのがあるんですが、それはなかなか難しいので、72条を少し例外化して、民間を使っでもやれるようにしようという意見だとまとめてよろしゅうございますか。

本田部会長 どうぞ。

増田委員 なかなかそのところが難しく、やはり本来は、公務員がそういったものを直接やれる仕組みになっていますので、強制徴収についてはいろいろ厳密な手続がありますから、その手続を踏まえてやるべきですし、人員もそれだけきちっと割くべきであろうと思っます。それが、やはり税をいただくための我々の基本的な構えだと思っのです。

ただ、一方で、今、いろんな面でコストとの関係を厳しく問われております。したがって、そういうこと、まさにある種やや後ろ向きの部分の仕事であるものですから、そのコストをできるだけ軽易な形にしつつ、きちっとした成果を出すということが一方では求められると思っます。

委員長代理の御指摘は大変耳が痛いところもありますし、今まで核を持っていなかったということもあるし、地方での滞納者との近さというのは、まさにあるんですけども、その近さゆえに別の第三者機関あるいは民間機関となってしまうと、基本的なところがあるそかになってしまいます。やはり、最後には、我々が出ていく。それなりの最終的な組織なり何なりを我々は備えます。

ただ、一方で多くの国民が念じている公正な民間の力を使うことも、これからの世の中あるぞというところに道を開いていただけると、やはり両者のニーズを満足できるのではないかということです。必ずしも地方行政の近さがゆえに第三者に委ねるということだけではなく、我々も出ていくという覚悟は一方で持っていきたいと思っています。

本田部会長 時間もあれなんで、今日は第1回ですけども、地方部会は基本的にはいろんな要望が出ているものをどうやって我々が実現してあげられるか。やはり、地方の財政事情が大変厳しい中でいろんな意見出ている。それをどうやってできるか。

しかし、できるようにしてあげるけれども、実際にそれをやるかやらぬかというのはそれぞれの自治体が自治の精神で考えていただけるといっようなことではないかと感じで見ているんです。

そういう場合に、例えば徴収事務の場合でも、税金というものと保険料のようなものとまたちょっと違うんです。弁護士法はいろんなことをおっしゃっていますが、これだって考え方によっては、一緒になっていけばできると思うんです。基本的には、どうやってできるような仕組みにしてあげる。あとは、それをやるかやらないかというのは、地方自治体が真剣に考えるということが基本ではないかという感じがします。ちょっとよけいなことを言ったかもしれませんが。

今日は、第1回目ということで、これからもよろしく願いいたしたいと思います。一応、本日の議題に関しましては、終了ということにさせていただきます。

事務局から何か説明するようなことがあったら、お願いします。

熊埜御堂参事官 御議論ありがとうございました。

本年中に改定を予定している基本方針の中に、今、御議論いただきましたような項目をどのように盛り込むかにつきましては、現在、委員会の方で国・地方公共団体の業務を問わず、項目分野ごとに担当委員を決めていただいて調整を進めているところでございます。その調整の報告のためだけに部会を開催して了解をいただく手続をとることは予定しておりませんので、この点、御了解をよろしく願いいたします。

ただ、地方公共サービス部会は、先ほど申し上げましたように、地方公共団体の意見、要望を積極的かつ能動的にくみ上げる場とする、また、中長期的な観点からの論点整理等を行っていくということもございますので、今後の部会の進め方につきましては、今日御欠席の森委員にも意見照会をした上で、部会のメンバーの方々から御意見をいただき、事務局で整理をした上で、部会長、部会長代理に相談させていただきながら、部会の開催をどうやっていくかということについて相談してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

本田部会長 それでは、本日の地方公共サービス部会は終了いたしたいと思います。

なお、次回の地方公共サービス部会の日程等に関しましては、事務局からの御説明にありましたように、別途連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、本当にありがとうございました。